

質 問 回 答 ・ 連 絡

| | |
|-----------|---|
| 工 事 名 | 令和6年度下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事 <電気設備工事> |
| 工 事 箇 所 名 | 下諏訪町4611番地40 |

9 (令和6年4月22日掲載)

| | |
|---------|---|
| 連 絡 事 項 | <p>特定建設工事共同企業体協定書について (目的)</p> <p>第1条 (1) 下諏訪町発注に係る 令和6年度下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事<電気設備工事> (当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負</p> <p>上記の工事名の後に、<電気設備工事>と加筆をお願いします。</p> |
|---------|---|

8 (令和6年4月19日掲載)

| | |
|-----|--|
| 質 問 | 改修工事で足場が必要ですが、建築で使用する足場を共有することはできませんでしょうか。 |
| 回 答 | 建築主体工事で設置する足場の共有ができるものとします。 |
| 質 問 | 大ホール天井ダウンライトの開口の記載がありませんが、天井補強は建築で行ってもらえるのでしょうか。 |
| 回 答 | 照明器具用の開口補強は、本工事(電気設備工事)とします。内訳書 P4/33 の i 電灯設備 新設の照明器具の単価に開口手間及び開口補強を含んでいます。従って、電気設備工事の範疇とします。 |

7 (令和6年4月19日掲載)

| | |
|-----|---|
| 質 問 | <p>応札書類の工事費内訳書の提出対象は、「金抜設計書の 33 枚とする。」とあります。</p> <p>入札金額は設計書の積み上げ合計を検討して決定しますので、設計書と価格が違ふことがあります。</p> <p>設計書の見積金額は変更できませんので、応札する工事費内訳書は大項目での提出でよろしいでしょうか。</p> |
| 回 答 | <p>工事費内訳書について、大項目のみでの提出は認めません。</p> <p>2/33 ページから 33/33 ページまでのそれぞれの金額が、大項目の金額と一致するように作成してください。</p> |

6 (令和6年4月17日掲載)

| | |
|-----|---|
| 質 問 | 共同企業体(以下「JV」という)の構成員の出資の割合について、比率の基準は定めているのでしょうか。 |
| 回 答 | <p>出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとします。</p> <p>2社の場合 30%以上、3社の場合 20%以上</p> |
| 質 問 | 総合評価点について、評価項目の②同種工事実績は、JVでの実績も認められるのでしょうか。 |
| 回 答 | JVで施工した工事については、構成員が2社の場合は出資比率 30%以上、3社の場合は出資比率 20%以上の場合のみ施工実績として認めますので、JV施工 |

| | |
|--|---|
| | の場合は、当該工事の協定書の写しを価格以外の評価点申請書に添付して、入札参加申請時に提出してください。 |
|--|---|

5 (令和6年4月16日掲載)

| | |
|-----|---|
| 質 問 | 現地確認を行いたい場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。 |
| 回 答 | <p>当センターは曜日に関係なく開館しておりますので、いつお越しいただいても確認いただけますが、職員の出入り（午後出勤や休日指定を含む）があったり、他の業者さんと現地確認が重なったりしてしまいますので、希望する日時を事前にご連絡いただき、こちらで調整させていただいた日時でお越しいただくようお願いいたします。なお、ひととおりに見いただくと、およそ1時間は必要ですので、お含みおきください。</p> <p>なお、現地確認ができる期間は、応札書類等の提出期限である5月2日（木）午後5時15分までとします。</p> <p>連絡先：下諏訪町教育こども課 生涯学習係 電話：27-1111（内線717）</p> |

4 (令和6年4月15日掲載)

| | |
|-----|--|
| 質 問 | 入札公告の2.入札に参加できる者の条件の、施工実績①について、「過去10年間に公共機関等が発注する電気設備工事で」の部分は工事種別が電気工事で発注された工事であれば条件を充足するという認識で相違ないでしょうか。 |
| 回 答 | 本工事は、大半を占める舞台照明設備工事及び舞台音響設備工事を含む、電気設備工事となっています。施工実績とは、どのような工事であれ、示された条件以上の規模で公共機関が発注した電気設備工事との解釈で良いですが、舞台照明設備、舞台音響設備工事の単独受注も実績として認めます。 |

3 (令和6年4月12日掲載)

| | |
|-----|--|
| 質 問 | 「価格以外の評価点申請書」の評価項目①について、長野県発注工事とは、電気設備工事のみの計算方法となっているのでしょうか。それとも建築工事の実績も含まれるのでしょうか。ご教示ください。 |
| 回 答 | <p>評価項目①工事成績については、長野県発注工事の<u>全ての工事の種類（工種）</u>が対象となります。</p> <p>「総合評価点算定基準」の第1共通事項 1.工事成績（1）のとおり、工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去4年間の工事成績評定点を<u>単純平均して</u>求めます。</p> |

2 (令和6年4月10日掲載)

| | |
|------|--|
| 連絡事項 | <p>「価格以外の評価点申請書」の④技術者要件の配点については、最大配点が1.5点となります。</p> <p>「過去5年間に長野県優良技術者表彰又は国の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者を配置できる場合、又は過去4年間に竣工した国又は長野県発注の電気設備工事において、工事成績評価点が82点以上の実績を2件以上有する主任技術者を配置できる場合」と「登録電気工事基幹技能者を配置できる場合（主任技術者とは兼務しないこと）」を両方満たす場合は、それぞれに配点が付きま</p> |
|------|--|

1 (令和6年4月10日掲載)

| | |
|-----|--|
| 質 問 | <p>「価格以外の評価点申請書」の⑤建設マネジメントにおいて、経営事項審査の労働福祉の状況が30点以上ある者とありますが、令和5年より「労働福祉の状況」という項目がありません。</p> <p>「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」の点数でよろしいでしょうか。</p> |
| 回 答 | <p>令和5年1月1日に、経営事項審査が改正され、「労働福祉の状況」については、再編された項目や新設された項目があり、「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」と改正されております。</p> <p>公告日現在で、有効な直近の経営事項審査結果通知書が令和5年1月以降に発行されたものについては、「価格以外の評価点申請書」と「総合評価点算定基準」において、「労働福祉の状況(W1)」を「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W1)」に読み替えてください。</p> |